

○ 中津川市リニアのまちづくりビジョン策定委員会設置要綱

平成24年5月22日決裁

(設置)

第1条 リニア中央新幹線開業に伴う効果を最大限に活用したまちづくりの基本計画となる「リニアのまちづくりビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定するため、中津川市リニアのまちづくりビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体等の代表
- (3) 市民
- (4) 中津川市職員

(設置期間及び任期)

第3条 委員会の設置期間及び委員等の任期は、ビジョン策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び若干名の副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の円滑な議事及び運営を行うため、委員会に幹事会を置く。

(アドバイザー)

第7条 市長は、市内の企業、中津川市議会等の関係者をアドバイザーとして委嘱することができる。

(オブザーバー)

第8条 市長は、関係行政機関の職員等をオブザーバーとして委嘱することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部リニア推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、ビジョン策定完了をもって、その効力を失う。